

公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター

専門部会設置規程

(設置)

第1条 事業運営の円滑な推進を図るため、理事会のもと各活動分野に、公益社団法人我孫子市シルバー人材センター専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(部会の名称、定数及び任務)

第2条 部会の名称、定数及び任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総務部会 3人以上5人以内

- ア 総会に付議すべき事項に関すること。
- イ 規則、規程、要綱、基準の制定及び改廃に関すること。
- ウ 理事及び監事の候補者の選考に関すること
- エ 財務及び組織に関すること。
- オ 新独自事業の承認に関すること。
- カ 他の部会に属さない管理運営に関すること。

(2) 安全就業部会 3人以上5人以内

- ア 会員の健康・安全に関すること。
- イ その他安全就業に関すること。

(3) 広報部会 3人以上5人以内

- ア センターの普及啓発及び宣伝に関すること。
- イ 会報「シルバー手賀沼」の編集及び発行に関すること。
- ウ その他の広報に関すること。

(4) 独自事業運営部会 理事1人及び各独自事業の講師

- ア 独自事業の運営に関すること。
- イ 習作展に関すること。
- ウ その他作品発表に関すること。

(組織)

第3条 部会員は、理事、正会員又は職員をもって組織する。

2 部会員は、理事会の承認を得て会長が委嘱し、又は任命する。

(部会員の任期)

第4条 部会員の任期は、委嘱又は任命後、当該事業年度の翌々年度の定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選による。

3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会長は、部会を招集し、会議の議長となる。

2 部会は、部会員の定数の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 部会長は、必要があると認めるときは、会議の結果を理事会に報告しなければならない

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

5 会長は、各部会議に参画することができる。

(特例事項)

第7条 臨時的又は特別な課題を解決するために、第2条各号に規定する部会のほかに組織を設けて対応することが適当であると会長が認めた場合、理事会の承認を得てプロジェクトチームを設置することができる。

2 プロジェクトチームの設置期間は、理事会にプロジェクト調査検討報告書を提出するまでの間とする。

3 前項に定めるもののほか、組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って別に定めるものとする。

附 則 (平成24年3月8日理事会議決)

1 この規程は、公益社団法人我孫子市シルバー人材センターの設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

2 社団法人 我孫子市シルバー人材センター専門部会設置規程により選出された部会員は、この規程により選出された部会員とみなす。

附 則 (平成24年12月13日理事会議決)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月19日理事会議決)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月20日理事会議決)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年11月1日から施行する。

(最初の女性部会員の任期)

2 この改正規程の施行後第3条第2項の規定により最初に委嘱され、又は任命される女性部会員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年度定時総会の終結時までとする。

附 則 (令和2年6月25日理事会議決)

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月30日理事会議決)

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月30日理事会議決)

この規程は、令和6年6月20日から施行する。